

## 各短期大学からの質問事項に対する文部科学省からの回答

(令和4年9月現在)

(令和5年2月現在)

### I. 基幹教員制度について

#### 問1.

大学設置基準第10条別表第1の備考一「この表に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とする」を最低基準とすると、若手教員の採用・育成にブレーキがかかるのではないか。

(答)

ご指摘の箇所については、今回の改正以前より存在していた規定である。職位には年齢に係る資格要件を設けているものではなく、また、必要最低教員数を超える教員を大学が採用することも何ら妨げられているものではないことから、御指摘は必ずしも当たらない。

#### 問2.

「基幹教員制度について」の資料中、「見直しの考え方-クロスアポイントメント等の働き方の多様化や民間からの教員登用の促進等の観点及び質保証の観点を踏まえ、現行の専任教員制度を見直し」にあるように、今回の改正の主旨は、「外部研究者や実務家等の学部(学科)教育への積極的な参画」にあるとの理解で良いか。

(答)

基幹教員制度については、教員が十分に養成されていない成長分野等において、民間企業からの実務家教員の登用や、複数大学等でのクロスアポイントメント等による人材確保を期待して導入するものである。

#### 問3.

第22条の2に定める「年間8単位以上を担当する基幹教員」には他研究所等の研究者をクロスアポイントメントで雇用する者を含むと理解するが、授業のみを行う場合でもクロスアポイントメント契約を締結できるのか。

(答)

いわゆるクロスアポイントメント契約の場合でも、基幹教員の要件として、年間8単位以上の授業科目を担当することのみでは足りず、「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う」者である必要がある。

#### 問4.

設置基準上、これまでの「専任教員」が「基幹教員」に変更となることを受けて、今後、大学が「情報公表」すべき事項について、これまで「専任教員」としていた内容については、「基幹教員」に改め、公表することが義務化されるという理解で良いか。また、教育職員免

許法(同施行規則含む)上の「専任教員」との関係ではどのように考えれば良いか。

(答)

教員に関する情報公表については従前から求められているところ、基幹教員制度の導入後も、基幹教員数や学位、教育研究業績、経歴、所属、教育課程の編成その他の学部の運営の参画状況、担当科目等の事項について、引き続き適切な情報公表が求められる。ただし、今回の改正の経過措置として、現に設置されている大学等に対する「基幹教員」の規定の適用については、従前の例によることができることとしている。

教育職員免許法等に係る取扱いについては、当省の担当部署において検討中であるため、今後の動向を注視いただきたい。

問5.

現行の設置基準では、『「教育上主要と認める授業科目」(主要授業科目)は原則として、専任の教授又は准教授に担当させるものとする。』とされているが、改正後の設置基準における『教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員』は、基幹教員であって『教授又は准教授』であることが原則とされるのか。

(答)

今回の改正により、主要授業科目については、原則として基幹教員に担当させるものとするに改められるが、当該基幹教員の職位は問われるものではない。基幹教員については、教授、准教授、講師又は助教が想定されるが、実際の主要授業科目の担当については、各短期大学・学科等で整理・判断いただくこととなる。

問6.

基準教員数は、「学科単位」で定められていることから、資料にある「専ら当該大学の教育研究に従事する者」は「専ら当該学科の教育研究に従事する者」と読み替えるとの理解で良いか。例えば、複数学科が設置されていて、それぞれ1年につき8単位以上の授業科目を担当する教員は、両学科ともに基幹教員数の1/4の範囲内でカウントして良いか。

(答)

基幹教員の要件は、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員(助手を除く。)であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの(専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。)又は一年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものとなっている。(短期大学においては、「専ら当該学科の教育研究に従事する者」と読み替えるのではなく、「専ら当該短期大学の教育研究に従事する者」となる。)

このうち、同一の短期大学内の一の学科で「専ら…従事する教員」として算入した場合、仮に要件を満たしていても、他の学科で必要最低教員数に含まれる基幹教員として算入することはできない。

なお、同一の短期大学内の複数学科において、それぞれ1年につき8単位以上の授業科目を担当する教員がそれぞれの学科において、教育課程の編成その他の学部の運営につ

いて責任を担う教員(助手を除く。)である場合は、両学科ともに基幹教員数の 1/4 の範囲でカウントすることが可能となる。

(基幹教員の必要最低教員数の算入について(同一大学内)の図)

	A大学						算入方法
	理学部			農学部			
基幹教員の要件	① 教育課程等の責任	②(A) 主要科目専ら従事	②(B) 年間8単位以上	① 教育課程等の責任	②(A) 主要科目専ら従事	②(B) 年間8単位以上	
ケース1	○	○	×	×	○	×	◆理学部 → 3/4以上の「専ら…従事する教員」の数に算入
ケース2	○	○	×	○	○	○	◆理学部又は農学部のいずれか一の学部 → 3/4以上の「専ら…従事する教員」の数に算入 ※理学部において「専ら…従事する教員」の数に算入し、農学部において複数算入枠に算入することは不可
ケース3	○	○	○	○	○	○	◆理学部又は農学部のいずれか一の学部 → 3/4以上の「専ら…従事する教員」の数に算入 <b>又は</b> ◆理学部及び農学部の両学部 → 1/4以内の複数算入枠に算入 ※理学部又は農学部において「専ら…従事する教員」の数に算入し、他方の学部で複数算入枠に算入することは不可

問7.

『「教育上主要と認める授業科目」(主要授業科目)』の定義は、当該科目の教育課程上の位置づけ(必修、コア科目、セミナー等)等により短期大学が判断すれば良いか。「教育上主要と認める授業科目」という表現以外のたとえば「必修科目」等、定義のようなものはあるか。

(答)

「主要授業科目」とは、各短期大学・学科等のDPで定めた学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するための必要な科目群のことを言う。

なお、いずれの授業科目が主要授業科目に当たるかについては、各短期大学・学部等で整理・判断することとなる。

問8.

企業等に勤めている研究者等を「基幹教員」として登用する場合、「教育課程の編成その他の学部(学科)等の運営について責任を担う」ということ等について、どのようなことが条件や整備すべきものとなるのか。

(答)

基幹教員の要件の一つである「教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う」とは、教授会や教務委員会など当該学科の教育課程の編成等について意思決定に係る会議に参画すること等を想定している。

問9.

対外的または内部的に、3/4 に相当する「基幹教員」と 1/4 に相当する「基幹教員」を設置基準上、区分し明記する必要があるか。

(答)

ご指摘の区分については、設置基準に定められた必要最低教員数の算出が適切になされていることを担保する観点から、各大学においてその別を適切に把握しておく必要があることはもとより、例えば、各大学での基幹教員数の公表に当たり、「専ら…従事する」基幹教員以外の基幹教員数も、その内数として併せて公表すること等が必要であると考えます。

問10.

「1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するもの」に関し、担当する8単位の授業科目は、全て異なる授業科目である必要があるか。たとえば、各2単位の異なる授業科目4科目を担当していなければならないことになるのか。主要授業科目については、適正なクラスサイズを維持するために同一科目を複数クラスで開講することも多く、たとえばその授業科目が2単位の授業科目で、一人の基幹教員が担当する同一の授業科目が3クラスで展開している場合、8単位の内の6単位を担当していることにはならず、2単位のみを担当していることになるのか。

(答)

~~2単位のみを担当していることとなる。~~

(修正)

6単位を担当しているものとして取扱うことができる。同一の授業科目であっても、異なる開講時間で実施される別クラスを担当する場合、基幹教員に係る単位数の算定に当たっては、それぞれの単位数を合算することができる。

問11.

◎◎短期大学と◇◇大学のいずれかで基幹(現専任)教員として勤務している教員が、もう一方の「1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員」となる場合において、下の図表のようなケースが可能であると考えて良いか。(質問の内容を単純化するために両大学とも1学科としている。)

	◎◎短期大学 (1学科)	◇◇大学 (1学科)
現行設置基準必要専任教員数 別表1 (改正後の設置基準必要基幹教員数 別表1)	5人 (ア、イ、ウ、I、オ氏)	14人 (A、B、～N氏)
現行設置基準必要専任教員数 別表2 (改正後の設置基準必要基幹教員数 別表2)	3人 (カ、キ、ク氏)	10人 (O、P、～X氏)
設置基準必要専任(基幹)教員計	8人	24人
改正大学設置基準 1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員 可能最大数	2人	6人
内、◇◇大学の基幹教員(現専任教員)	2人(A氏、O氏)	
内、◎◎短期大学の基幹教員(現専任教員)		3人(ア氏、イ氏、カ氏)
内、現在、両方で専任教員でない教員		3人

(答)

図表のケースのような算入方法は不可。詳細は下図参照。

	◎◎短期大学 (1 学科)	◇◇大学 (1 学科)
現行設置基準必要専任教員数 別表 1 (改正後の設置基準必要基幹教員数 別表 1)	5 人 (ア、イ、ウ、I、オ氏)  5 人の教員のうち、1/4 に計上できる基幹教員数：1 人 ( $5 * 1/4 = 1.25$ )	14 人 (A、B、～N 氏)  14 人の教員のうち、1/4 に計上できる基幹教員数：3 人 ( $14 * 1/4 = 3.5$ )
現行設置基準必要専任教員数 別表 2 (改正後の設置基準必要基幹教員数 別表 2)	3 人 (カ、キ、ク氏)  3 人の教員のうち、1/4 に計上できる基幹教員数：0 人 $3 * 1/4 = 0.75$	10 人 (O、P、～X 氏)  10 人の教員のうち、1/4 に計上できる基幹教員数：2 人 ( $10 * 1/4 = 2.5$ )
設置基準必要専任 (基幹) 教員計	8 人	24 人
改正大学設置基準 1 年につき 8 単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員 可能最大数	1 人 ※別表第一の分のみ	5 人 ※別表第一の分：3 人 別表第二の分：2 人
内、◇◇大学の基幹教員 (現専任教員)	1 人 (○氏) ※○については、A 氏か O 氏かについて問わない。	
内、◎◎ 短期大学の基幹教員 (現専任教員)		3 人 (ア氏、イ氏、カ氏)
内、現在、両方で専任教員でない教員		3 人

問12.

「1 年につき 8 単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員」に関し、「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う」の規定に加えて、給与体系や研究費の支給等などについての規定はあるか。

(答)

「給与体系や研究費の支給等などについての規定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、基幹教員の要件として、給与体系や研究費の支給等に係るものは特段定められていない。

問13.

「専任教員」が「基幹教員」となるが、特に 1/4 にカウントされる基幹教員については、私学経常費補助の算定上、専任性の認定 (給与・勤務時間その他) どのように取り扱われるのか。

(答)

私立大学等経常費補助金における基幹教員の取扱いについては、当省の担当部署に

において検討中であるため、今後の動向を注視いただきたい。

問14.

これまで、研究専従の教員であった専任教員は「基幹教員」とならないとのことであるが、今後その教員の学内・学外での呼称として「専任教員」として良いか。

(答)

貴学の判断による。

## Ⅱ. 単位数の計算について

問15.

単位数の計算方法について、「当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して短期大学が定める時間をもって1単位とする」ことにより、これまで明示していた個々の授業科目にかかる「講義、演習、実習等」の授業形態については、シラバス等で明示する必要はないとの理解で良いか。

(答)

シラバスの個別の記載内容については各短期大学において適切に作成いただくものであるが、今回の改正後も、短期大学設置基準第11条の2第1項の規定に基づき、授業形態等は明示する必要がある。

## Ⅲ. 単位の付与について

問16.

単位の授与について、試験が必須ということではなく、試験も含めて短期大学が定める適切な方法により学修成果を評価して単位を与えることができることとなるが、授業(例えば15回)の中での試験実施については、これまで同様、「不可」という解釈で良いか。

(答)

大学設置基準の規定に基づき、各大学が定める単位修得に必要な授業時間数の中で試験を行うことについては、これまでと同様に認められない。

問17.

改正案において「短期大学の定める」とある条項(第7条、第8条、第13条、第18条等)のうち、第13条(単位)についてのみ「短期大学が定める適切な方法により」と「適切な」が付されているが、その趣旨についてご教示願いたい。

(答)

ご指摘の第13条については、改正前の規定より、但し書きにおいて、「適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる」とされていたことから、今回の改正に伴い、

規定の趣旨が変わるものではない。

なお、「適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる」という規定については、平成3年度大綱化の改正によるものである。

平成3年度大綱化において、卒業研究等の授業科目については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができるようにしたものである。

問18.

第13条に定める単位の授与について、「試験その他の適切な方法」とは、ディプロマポリシーの到達度を測定する「ルーブリック」評価も含むと理解してよろしいか。

(答)

単位の授与については、「試験その他の短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるもの」とすることから、貴学において「ルーブリック」評価を学修成果の評価方法として適切なものとして定める場合は、これにより単位を授与することができるものとする。

#### IV. TA、SA について

問19.

T.A や S.A は、「指導補助者」として、また、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、授業の一部を分担できることとなるが、「必要な研修を行うものとする」とある。「必要な研修」の内容については各短期大学が判断して実施することで良いか。

(答)

貴見のとおり。

問20.

短期大学設置基準第20条の2第3項に定める指導補助者のうち、「学生」は4年制大学に在籍する者を含めるとともに、短大生 SA も含めてよろしいか。(短大生を指導補助者にするのは一部の科目に限定される。)

(答)

指導補助者については、各大学の判断により、短期大学の学生を含めることも可能である。

#### V. 他の指定規則等との関係について

問21.

医療技術者養成施設の指定規則あるいはガイドラインにおいて、「修業年限3年以上」、「専任教員〇〇人を置く」、あるいは取得単位等が厳しく規定されている。今回の設置基準の改正ではこれらが弾力化され、専任教員も基幹教員と改正されることになる。これにより

指定規則もこれに合わせた改正となると考えて良いか。この辺りの整合性は厚労省と協議されているとの理解で良いか。また、教職課程認定基準等についても、本省内担当課との協議により同様の改正がなされると考えて良いか。

(答)

今回の大学設置基準等の改正を踏まえたいわゆる指定規則における「専任教員」の扱いについては、厚労省及び当省の担当部署において検討中であるため、今後の動向を注視いただきたい。

問22.

仮に指定規則等の改正がなされないとした場合、指定規則上の「専任教員」は、設置基準改正前の「専任教員」となるのか。

(答)

問21と同様。

## Ⅵ. 学則の改正について

問23.

本学(3年制)学則は現在の設置基準の規定ぶりをそのまま盛り込み、「卒業するためには3年以上在籍し所定の単位を取得」、あるいは単位計算においても講義・演習 15～30H、実験・実習・実技 30～45H と定めている。今回の設置基準の改正を受け、学則の見直しを考えているが、仮に、指定規則の改正がなされないとした場合、学則のこの部分は改正してはならないと考えて良いか。

(答)

今回の大学設置基準等の改正に伴い、いわゆる指定規則では、実習等の必要授業時間数の下限を、現行の 30 時間で維持することとする別途の規制を置く方向で検討が進められていると承知しており、このことを踏まえて、貴学において適切に対応いただくことが必要である。

問24.

改正案第 8 条(一年間の授業期間)、第 7 条(単位)、第 13 条(単位の授与)、第 18 条(卒業要件)については、多くの短期大学において設置基準を引用した規程振りとなっていると思料するが、

- ① 今般の設置基準改正案の規定ぶりに合わせて学則を変更する必要があるか。各条とも「短期大学の定める」との趣旨の文言があることから、短期大学で各内容について検討した結果として、従前のままの規定ぶりとなったとの説明ができれば良いとの理解で良いか。

(答)

ご指摘の規定については、学則において現行規定を引用している短期大学が多いことについては承知している。今回の改正と合わせて、短期大学としての考え方を再整理するとともに学則改正の要否について検討が必要となることが考えられる。ただし、本改正後に直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではない。

すなわち、貴学において十分な説明ができる場合は、従前のままの規定ぶりとなることも想定される。

② 学則を改正案の規程振りにあわせるとともに、具体的な内容について委任規定を設けることは、「短期大学の定める」に当たるとの理解で良いか。

(答)

ご指摘のとおり。

## **Ⅶ. その他**

問25.

今回の設置基準の改正で4年制大学では「4年以上の在学」を削除したのは、法律で既に「修業年限は4年」と定まっており、それは「おおむね4年」という意味であるから、ということだが、その場合の「おおむね4年」の許容範囲はどの程度と考えれば良いか。3年でも良いのか、3年半であれば「おおむね4年」と考えて良いといった基準はあるか。

(答)

ご指摘の改正については、修業年限は厳密に4年間在学することを求めるものではないことを明確化するものである。これにより、例えば、9月入学した学生が、学期の区分に従い、6月に大学を卒業し、サマースクールに参加後、海外の大学院に進学するといったことが法令上の疑義なく行えるようになる。なお、修業年限については学校教育法に規定があるが、当該規定については今回改正しないことから、修業年限が「4年」という考え方は引き続き基本となる。

問26.

「必要に応じ設ける施設として一般化し、大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設・・・」の改正について、運動場の設置については、面積等についても学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ各大学で判断可能という理解で良いか。

(答)

貴見のとおり。